

(仮称) 小金井市芸術文化振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市芸術文化振興条例（平成19年条例第4号）第8条第2項の規定に基づき、(仮称) 小金井市芸術文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、(仮称) 小金井市芸術文化振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、振興計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 市内の団体からの推薦者 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 2人以内

2 前項第1号に定める委員は、公募によるものとし、選考について必要な事項は市長が別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(意見聴取)

第9条 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第10条 市は、委員会に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(事務局)

第11条 委員会の事務局を、市民部コミュニティ文化課に置く。

- 2 事務局は、委員会の進行状況を把握し、記録及び資料収集に当たる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴き、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成21年3月31日限り、その効力を失う。